

**「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」
に対して寄せられた意見の概要（総論）【速報版】**

（前注）

- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見募集の結果、団体から194団体、個人から469名の意見（数字は速報値）が寄せられた。
- この資料では、原則として以下の略語を用いる。
「中間試案」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案
「概要」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）の（概要）欄
「補足説明」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明の（補足説明）欄
- この資料では、中間試案に関して寄せられた意見のうち、個々の項目に対してではなく、改正の必要性その他の総論的な事項について述べられたものの要旨を紹介している。
- 各団体の名称は、別添「意見提出団体とその略称対比表」に基づく略称で紹介している。
- 寄せられた意見の中で、表現が異なっても同趣旨であると判断したものについては、同一の意見として取りまとめている。

改正の必要性について

- ・ 今回の改正は日本社会の需要に基づくものとは言えない。制定後110年を経過した民法が、さまざまな社会変化の中で現代社会に適合しているかどうかを見直すこと自体を否定するものではないが、時代や社会に適合しない箇所を慎重に見極め、時間をかけて審議すべきである。法務省は、早ければ2015年にも改正法案を国会に提出する方針であるとの報道もあるが、そうだとすればあまりに拙速であると言わざるを得ない。まず慎重かつ丁寧な、民法改正の必要性を裏付ける立法事実の調査・検証することを優先すべきである。（中弁連司法制度調査委、三重弁）
- ・ 今回のパブリック・コメントの手続においては、個別の論点についての意見は求めるが、改正の必要性についての意見は求めておらず、改正ありきを前提とした法制審議会の暴走というほかない。（山梨弁）
- ・ 改正のための十分な立法事実がある場合に限り必要最小限の改正を図れば足りると言うべきである。すなわち、現代社会の実情と遊離している規定や、法解釈が一義的でないもの、判例解釈によってかろうじて維持されている規定、一般法

の中で消費者保護を図ったほうがよい場合等においては、改正の意義を認めることはできるが、それも必要最小限度の改正にとどめるべきである。(長野弁)

- ・ 現行の規定は、長年改正が行われていなかったが、必ずしも時代遅れ又は実情に合わないとは認識されておらず、むしろ市場を支えるインフラとして十分に定着している。したがって各条項の改正は、多かれ少なかれ現場実務に、混乱や紛争といった副作用を伴うものであることを考慮し、それら副作用を凌駕するだけの改正の必要性のある部分に限定した改正としていただきたい。(土地総合研)
- ・ 改正のあり方に関する基本方針を示さない現状のもと、中間試案を基にして拙速な改正を実施することに反対する。現時点において民法(債権関係)改正を実施するならば、社会的に問題が生じていることが明白な法定利率に関する手当、及び煩瑣にすぎない短期消滅時効の期間の簡素化等にとどめるべきである(法定利率を改める場合には中間利息控除も法定利率によるべきである)。(個人1名)
- ・ 現在行なわれている取引に関するルールの明確化と評価されるもの、将来の経済の活性化に繋がる規定に関する改正は行うべきである。(同友会)
- ・ 今回の改正の目的として消費者にとって分かりやすい民法の実現、及び格差拡大への対応を中心とする社会経済変化への対応等を掲げていることは、消費者保護を図ることになり基本的に賛成する。消費者取引に関する特則として消費者契約法があるが、未だ実体法部分の改正がなされておらず、民法に消費者保護に関する規定を盛り込むことは是非必要と考える。(全相協関東)

検討に当たって留意すべき事項についての意見

- ・ 規律の見直しに当たっては、各業界において合理的に行われている実務への影響について十分な検証が行われることを期待したい。(共済協)
- ・ 法制は制度政策の一部であることから、社会・経済に対する影響を考え、社会科学的事実の調査に基づいて検討すべきであり、判例・学説を当然の前提として改正を行うべきではない。(同友会)
- ・ 契約の当事者の合意を尊重する規律を中核とし、その周囲にこれを修正する規律を配置する方針が望ましい。合意の尊重について批判が強いようであるが、この方針に自信をもって改正を進めてほしい。(平田総合)
- ・ 消費者の権利の尊重などといった、特定の政策目的の規律としては既に消費者契約法等が存在しており、その規律に従って安定的に実務は進められている。一般法たる民法にこのような立法趣旨を拡大解釈されかねない規律を重ねて導入する必要はないし、むしろ、民法の基本法としての性格を歪めかねない。

また、民法は、私法の一般法として抽象的な「人」概念を前提に私人間の法律関係を規律しているからこそ、消費者契約法などの特別法との関係でも基準としての機能を果たしてきた。民法に特定の属性に基づく規律を設ければ、このよう

な機能を大きく阻害する。特定の政策目的を有する規律については特別法で定めるべきであり、民法に規律を導入することに強く反対する。私法の基本法・一般法として、これまで民法が、わが国の発展に果たしてきた現実の役割・機能を踏まえた上で、社会経済に無用な混乱を招くことがないように、長年に亘って積み重ねられてきた既存の実務を十分に尊重した慎重な検討がなされることを求める。民法は全ての国民の日常生活に広く関係する法律である。今後の検討に当たっては、できるだけ多くの合意が得られるようにすべきであり、強い反対意見がある論点については、今回の見直しで拙速に結論を導き、安易に既存の条文に改正を加えたり、規律を新設したりすべきではない。（経団連）

- ・ 今日、情報サービス及びその成果である情報システム等の情報財そのものは、経済社会に欠くことのできないものとして国民生活に浸透している。しかしながら、現行の民法（債権関係）は、このような情報サービス及び情報財が経済社会に立ち現れる以前の当事者関係及び取引を前提として制定されたものであり、民法（債権関係）の改正に当たっては、情報財の特性（複製の容易性、機械可読性、瑕疵の不可避性、ハードウェア・OSその他環境への依存性、脆弱性等）及び情報サービス取引の実態を踏まえた検討も必要であると考えられる。（情報サービス協）

分かりやすい民法についての意見

- ・ 今回の民法改正の目的として「わかりやすい民法にすること」が第一に掲げられているが、その目的にそぐわない点が見受けられる。すなわち、①従前全く使用されていない用語（契約の趣旨に適合しない、履行請求権の限界事由等）によって構成された制度が規定されている。②条文によって規定された要件や内容が複雑すぎる（錯誤、詐欺等）ため、あるいは反対にあいまい（契約の趣旨、約款、意思能力等）なため、わかりにくい規定がある。③従前、解釈や信義則等を根拠にして、例外として判例が認めていたものを民法で明文化しようとしている（事情変更、暴利行為、付随義務・保護義務等）。また、④改正法施行時既に締結されている売買契約、賃貸借契約には現民法が適用されるため、長期間にわたって現行民法と改正民法が並立することになる。これらの理由により、現在提案されている形で現実に民法改正が行われた場合には、紛争の多発や混乱も懸念される。（全宅連）
- ・ 諮問理由にある「国民に分かりやすいものとする」との観点から、噛み砕いた規定ぶりに意を用いている点は評価できるが、国民が契約をするに当たって参照する上では、その契約がもたらす債権債務関係についての予測可能性が最も重要である。抽象的かつあいまいな表現が多くなれば、結局、裁判を提起して判決の確定を待たなければ、決着がつかないということになるのではないかと思われる。

(土地総合研)

- 中間試案では、判例が確立し、学説上も異論なく認められている規律を明文化することを中心として検討されている。現行の民法は、明治29年の制定以来大きな改正がされておらず、社会や経済の変化への対応も十分なものとはいえないため、判例や解釈によって補充されなければ十分に理解できないものとなっていることは否定できない。こうした状況において、上記のような検討が行われることは、国民一般への分かりやすさという観点から歓迎されるべきものであるほか、基本的なルールが明文化されることによって取引実務における予測可能性を高め、我が国の経済活動における円滑かつ安定的な取引の実現に資するものであると考えられる。(TMI)
- 改正法の条文、すなわち民法の名宛人をだれと考えるかによって、同じ改正の実質を表現するにしても、条文のあるべき姿は、変わってくると思われる。そこで、どのような文体、あるいは形式で、改正の実質を表現すべきか、最終的に、現在の法制執務の慣行によることにするにせよ、部会において、意識的な議論を行っていただきたいと考える。(個人1名)
- 国際取引の準拠法として日本法を選択する場合や、交渉の際に取引相手方に対して日本法を説明する場面等を想定すると、中間試案に用いられる用語、表現について、第7、6において「時効の中断事由」に代えて「更新事由」という用語が用いられている等、現行民法に比べて改善されている点もあるが、海外に対して説明しにくいものが少なからずある。具体例としては、「履行請求権の限界事由」(第9、2)、帰責事由の概念と「契約の趣旨」の併存(第10、1)等があげられる。定義を置く、要件・効果を明確に書く等の工夫により、わかりやすい条文としてほしい。(国際取引)
- 条文化を行うにあたっては、国民にとって分かりやすい民法とするという改正の目的に照らして、構成や条文の表現についても十分に配慮すべきである。

なお、中間試案は、各提案が強行法規か任意法規かの区別が不明確である。新たに設けられる規律が強行法規になるのであれば、実務に与える影響はより大きくなることが予想されることから、今後の議論においては、その点についても配慮して、慎重に検討すべきである。(個人1名)
- 起業家精神にあふれる中小企業が、社会・経済の変化に対応するため、新たな取引活動を行う上でコストをかけずに予見可能性が高まるよう通説・判例の条文化、明確な規定の設置等を行うとともに、中小企業にとってわかりやすい民法にしていきたい。(全中)
- 中間試案においては多くの新たな契約ルールがあげられているが、中小企業の立場からは紛争予防のための行為規範とできるよう、それらが強行規定であるか否かを明確にすべきと考える。

また、新たに記載された「契約の趣旨」という用語を、民法のユーザーである中小企業が、契約紛争予防のための行為規範とできるような分かりやすいものに改めるべきであるとする。(都民銀)

- できる限り詳細に規定を設けた方が実務に有益である。(平田総合)
- 民法の条文からは判例により蓄積されてきたルールを読み解くことができないとの指摘を踏まえ、確立したと広く認められる判例法理を民法に明文化し、条文を読むことでルールが明確に分かるようにすることは、国民一般の利便に資するものであり、基本的に賛成である。

ただし、判例法理を民法に明文化するにあたっては、真に民法に規定すべき法理であるかについての十分な検討が必要である。本来、判例は個別的な事案の解決に対する判断である。私人間の取引に対して一般的に広く適用される民法に規律した場合、原則と例外が逆転することになり濫用的な主張につながるおそれがある。判例法理を明文化すべきであるかについては、十分に慎重な検討が必要である。また、仮に明文化すべき判例法理であるとの合意形成が得られたとしても、法律の条文として明文化する上でのワーディングそれ自体が実務に無用の混乱をもたらすことのないように配慮すべきである。(経団連、貿易会)

- 判例と学説とが対立している論点については、中間試案では、判例を採用する場合と、判例を批判する特定の学説を採用する場合とが存在するようだが、どのような場合に判例による立法をし、どのような場合に判例に反する立法をするのかという基準が不明であるように思われる(外国法を参考にする場合にも同様のゆらぎが見られるようである)。その基準を明確にし、コンセンサスを得る必要があるのではないか。(個人1名)

改正プロセスについての意見

- 今後の審議にあたっては、今回のパブリック・コメントにおいて寄せられた意見等も踏まえて十分な議論を行うことはもちろん、必要に応じて、法案の策定に先立ってあらためて広く国民の意見を問い、これを法案に反映する機会を設けることも検討していただきたい。(損保協)
- 今回の民法改正検討の諮問理由では、民法が一般国民の日常生活、経済活動に大きな影響を及ぼすものであることを考慮し、国民に分かりやすいものを目指すとされており、また改正後の新法の円滑な施行を図るためには、スケジュールにこだわって成果を急ぐことなく、各方面からの丁寧な意見聴取と議論が重要と考える。(土地総合研)
- 部会メンバーの構成が、実務家を4分の1に抑え、その余を法務省の関係者や学者で占めるなど、偏ったものであり、改正手続の公正さに疑問がある。(中弁連司法制度調査委、三重弁)

- ・ 今後の改正の進め方としては、民法（債権関係）改正の基本方針を改めて明示し、改正を予定する各分野について当該分野を専門としている研究者及び実務家を加えた分科会等を形成して、分科会の検討に基づく十分に社会の実態と需要を踏まえた新たな提案が行われることを期待したい。（個人1名）
- ・ 法務省民事局が、これまでの民法（債権法）改正手続において、「法の番人」の一翼を担うべき法務省にふさわしからぬ数多くのコンプライアンス違反、デュー・プロセス違反を繰り返してきたことにかんがみ、体質改善を図り、これまで改正手続を担ってきた母体をクリーンなものに全面的に改組し、公正な組織とし、国民の声を幅広く反映するものに改めるべきである。（個人1名）
- ・ 今後は、中間試案に関するパブリック・コメント手続で寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けた活発な審議が続けられるものと拝察するが、民事基本法という民法の性質を維持しつつ、我が国の取引実務に合致し、その経済発展に資するような改正が実現されるよう、引き続き、より多くの企業、個人が意思が反映されるための配慮を期待するものである。（TMI）

その他の意見

- ・ 今回の改正の議論においても、民法改正の柱の一つである「社会・経済の変化への対応」として、消費者保護や個人顧客保護の重要性を意識し、消費者や個人顧客が事業者の契約相手方となる場面を想定した検討がなされること自体は理解できるが、民事基本法であるはずの民法の規定が特定の場面における規律に過度な重きを置いたものに改められることで、経済取引社会における基本ルール、ビジネスルールとしての民法の機能を大幅に低下させるようなことがあるとすれば、そのような方向での改正は慎重であるべきである。加えて、一般法たる民法に、いわゆる「格差」是正といった一定の政策目的を立法趣旨としているように思われる立法提案がなされているが、消費者保護等に関する規律はすでに消費者契約法、金融商品取引法等が存在しており、その規律に従って実務は円滑に進められていることから、一般法たる民法にこのような立法趣旨を拡大解釈されかねない規律を重ねて導入する必要はないし、むしろ、民法の基本法としての性格を歪めかねない。

今後は、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、部会において、引き続き第三読会による検討が行われることになるが、民法改正が実現した場合には、実際に改正目的を果たすことができるのかという点だけでなく、改正による経済的な影響、例えば、商品・サービスの価格形成や市場の需給バランスに対する影響等についても、十分に検証が尽くされる必要がある。また、契約の当事者双方にとってWIN-WINとなる関係を構築できるように、慎重に検討を進めていくべきであると考え。（全銀協）

- ・ 民法の規定は、その対象が、国民の日常生活や経済活動の全般に及ぶため、その改正には、他の法令以上に、国民的な理解が必要と考えられる。しかし、現在まで、今回の民法改正が国民に十分浸透しているとは認められず、論議も限定的にしか行われていない。

これは、何のために、何をどのように改めようとするのか、その結果どのような効果や影響が生じるのか、が明示されていないからではないか、と考える。(中間試案に付属する事務局作成の概要、補足説明も改正案の内容の説明にとどまる。) また、改正の理由を明らかにすることは、立法過程の論議に資するだけでなく、改正後の新法の解釈運用にも役立つ。(土地総合研)

- ・ 民法(債権関係)改正については、検討委員会試案の段階から、国内判例や学説等のほか、1980年の国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約。以下「CISG」とする。)や米国統一商事法典(以下「UCC」とする。)等の統一法や諸外国の立法例を参照して議論されてきたものと理解している。法制審議会等における議論の結果、UCCやCISG等と異なる結論が採用された部分については、国際的な分かりやすさという観点からも、議論の経緯が十分に説明されることを希望する。(国際取引)
- ・ 現在、日本においても100年ぶりに現代化を目指して民法を大改正するのであれば、もう一度、原点を振り返り、日本においてなお理論が未成熟だった時代になされた選択をも視野に入れて、日本民法典の歴史(過去)及び現状、そして将来を、世界の中の日本として、アジアの法理論の先進国日本として、明確に位置づける必要があるのではないか。

そして、どこを目指した何のための改正なのか、改正の方向性と理念を明らかにして、どのような現代化をどこの部分でめざすのかが明らかになれば、法律家にとっても市民にとっても、民法改正の重要性がより一層理解できるのではないかと思われる。

この時、歴史的な考察(日本の西欧法継受以前との社会的文化的接合)・継受した西欧法の源であるローマ法の知識・今までの社会的経済的事実及びその理念の把握は欠かすことはできないと思われることから、民法学者に止まらず、これら日本及び西洋法制史、ローマ法、法哲学・社会学の専門家との検討も欠かすことはできないと思われる。(個人1名)

- ・ 中間試案で取り上げなかった論点について、補足説明などの資料がわかりやすく整理されており、検討の際に便利だったが、ここまでの議論において検討されてきた内容についてまったく触れられていないものもあり(取り上げなかった論点)、なぜ中間試案には載らなかったのかということが不明である(今後は検討されないのか、それとも現段階では中間試案に書くことができないだけか)。パブリック・コメントにおいては、これまでの議論で検討されてきたものの、中間

試案に載せられていない事柄についても、どのような立場を取るようになったのかという説明が必要であるように思われる（少なくとも、立法を見送ったのか、今後も検討されることがあるのかを明示する必要がある）。（個人1名）

- ・ 「中間試案」が取り上げている内容は幅広く、契約各論における役務提供契約型の典型契約のみならず、債権総論や民法総則部分もその対象としていることから、労働契約や労働債権についての民法規定の解釈・適用にも影響を及ぼしうるものとなっている。したがって、民法（債権関係）改正がこれまでの長きにわたる実務の積み重ねによって形成されてきた判例法理や労使慣行を変え、その結果、労働者保護を後退させるものとなってはならないと考える。

また、労働契約には、対等当事者間の契約ではなく、経済力・交渉力・情報力において格差のある非対等の関係にある労働者と使用者との間の契約であること、生身の人間の営みによる「労働力」は売り惜しみができないこと、長期に及ぶ継続的な契約関係であることなどの特色がある。そして、このような労働契約の特質を踏まえ、労働分野に関するルールについては、労働契約法などの特別立法による法規制が行われてきたところである。したがって、連合は、民法改正にあたって、民法における「雇用」の規定は引き続き重要な位置付けを持つものではあるがその内容は基本的事項にとどめることとし、労働契約に関する個別・具体的な立法は、(1)労働政策的な考慮の必要性、(2)公労使三者構成による立法プロセス、(3)労働契約における集団的労使関係の重要性等の観点から、今後も労働契約法の充実によって行うことを基本とすべきであると考えます。（連合）

- ・ 「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」の内容は、おおむね妥当と考える。委員の中で意見が分かれている論点もあるが、さらなる検討の結果、得られた合意に基づいて提出される答申の内容を、改正案に反映させていただきたい。

弱者保護の規定もあるが、強者(債権者、事業者)保護の規定もある。いずれにせよ、両者の摩擦が生じるような内容になることだけは、絶対に避けてほしい。

民法の特別法の例として、民法施行法、年齢計算ニ関スル法律、年齢のとなえ方に関する法律、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、仮登記担保契約に関する法律、供託法、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律、身元保証ニ関スル法律、失火ノ責任ニ関スル法律、等が存在する。分かりやすい民法を目指すという点で、これらの法典のうち最低限の内容は、民法に組み入れたほうがよい(条文の少ないものは全部組み入れるのもあるかもしれない)。（個人1名）

- ・ 今般の中間試案では、未だ採否が決定されていない事項や、(注)が付されて、その帰趨が全く定まっていなに見える事項が多数存在していることから、現段階で相当程度に煮詰まった段階にあるとは、必ずしも評価できない。しかし他方では、現在までの判例の到達点が多数取り入れられていることも事実であり、

今後第3読会においては、本中間試案に対するパブリック・コメントの結果はもとより、今後とも広く国民各層の意見に十分配慮しながら、中間試案における各改正提案について、その取捨選択も含め、真に国民にとって公正でかつ安定的な法体系に向けて慎重に審議を行うことを求めるものである。(日弁連)

(別紙)

意見提出団体とその略称対比表

団体名	略称
愛知県弁護士会司法制度調査委員会	愛知弁司法制度調査委
愛知中小企業家同好会	愛知中企同
足立区消費者センター	足立消セン
アンダーソン・毛利・友常法律事務所有志	アンダーソン毛利友常
一般社団法人音楽電子事業協会	音電協
一般社団法人外国損害保険協会	外国損保協
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	建設コンサル協
一般社団法人住宅生産団体連合会	住団連
一般社団法人情報サービス産業協会	情報サービス協
一般社団法人新経済連盟	新経連
一般社団法人信託協会	信託協
一般社団法人全国銀行協会	全銀協
一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク	銀行資金決済ネット
一般社団法人全国サービス協	サービス協
一般社団法人全国信用金庫協会	全信協
一般社団法人全国信用組合中央協会	全信組協
一般社団法人全国信用保証協会連合会	全信保連
一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会	電情産協
一般社団法人投資信託協会	投資信託協
一般財団法人土地総合研究所	土地総合研
一般社団法人日本映像ソフト協会	映像ソフト協
一般社団法人日本音楽著作権協会	JASRAC
一般社団法人日本ガス協会	ガス協
一般社団法人日本共済協会	共済協
一般社団法人日本クレジット協会	クレ協
一般社団法人日本建設業連合会	日建連
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会基本問題検討特別委員会	建築士協
一般社団法人日本資金決済業協会	資金決済協
一般社団法人日本自動車販売協会連合会	車販協
一般社団法人日本自動車リース協会連合会	自動車リース協

一般社団法人日本倉庫協会	日倉協
一般社団法人日本損害保険協会	損保協
一般社団法人日本動画協会	日本動画協
一般社団法人日本ビルディング協会連合会	ビル協
一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会	VC協
一般社団法人日本貿易会	貿易会
一般社団法人不動産協会	不動協
一般社団法人不動産証券化協会	不動産証券化協
一般社団法人不動産流通経営協会	不動産流通協
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	モバコンフォーラム
一般社団法人流動化・証券化協議会民法改正ワーキング・グループ	流動証券協
茨城県建築連合会	茨城建連
医療過誤問題研究会	医療過誤研
医療問題弁護団	医療弁
岩田合同法律事務所	岩田合同
牛島総合法律事務所	牛島
ABL協会	ABL協
NPO法人交通事故後遺障害者家族の会	後遺障害者家族会
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク	ライフリンク
NPO法人福岡・翼の会	翼の会
愛媛法学会民法改正検討会	愛媛法学会
大分県弁護士会	大分弁
大阪司法書士会	大阪書士
大阪大学大学院法学研究科・高等司法研究科民法担当教員	阪大
大阪弁護士会	大阪弁
大阪弁護士会交通事故委員会有志	大阪弁交通委
岡山県建設労働組合	岡山建労組
沖縄弁護士会	沖縄弁
沖縄弁護士会司法法制委員会	沖縄弁法制委
小関理子 他13名	小関他
オリックス株式会社	オリックス
立教大学 角紀代恵 他5名	立大
株式会社アトリウム	アトリウム
株式会社インデックス	インデックス

株式会社進栄産業	進栄産業
株式会社日本証券クリアリング機構	クリアリング機構
株式会社ほふりクリアリング・株式会社証券保管振替機構	ほふり・保振
過労死弁護団全国連絡会議	過労死弁連
九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団	医療問題福岡弁護団
京都弁護士会	京都弁
金融法委員会有志	金融法委
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業	クリフォードチャンス
群馬弁護士会	群馬弁
経営法友会	経営法友会
慶應義塾大学法学部・法科大学院民法専任者会議	慶大
経済同友会	同友会
経済法令研究会債権法改正研究会	経済法令研
欠陥住宅被害全国連絡協議会	欠陥住協
公益社団法人全国消費生活相談員協会	全相協
公益社団法人全国消費生活相談員協会関東支部消費者契約研究会	全相協関東
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会	全宅連
公益社団法人全日本不動産協会	全不協
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会	NACS
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	日管協
公益社団法人リース事業協会	リース事業協
国際企業法務協会	国際企業法務
国際取引法フォーラム有志	国際取引
コンビニ・フランチャイズ問題弁護士連絡会	コンビニ問題弁連
債権法改正を考えるヨラテングファンの会	ファンの会
最高裁判所	最高裁
埼玉県弁護士会	埼玉弁
埼玉青年司法書士協議会	埼玉青年書士
在日米国商工会議所	A C C J
札幌弁護士会	札幌弁
JR各社	JR
静岡県司法書士会	静岡書士
下森定 他1名	下森他

社団法人生命保険協会	生保協
ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社	リート
自由法曹団市民問題委員会	自由法曹団
松柏行政書士事務所	松柏行政書士
全国共済農業協同組合連合会	JA共済
全国競売評価ネットワーク	競売評価ネット
全国証券問題研究会	証券問題研
全国信販協議会	信販協
全国青年司法書士協議会	全国青司協
全国繊維科学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)	UAゼンセン
全国中小企業団体中央会	全中
全国B型肝炎訴訟弁護団	B型肝炎弁護団
仙台弁護士会	仙台弁
全保連株式会社	全保連
損害保険労働組合連合会	損保労組
第一東京弁護士会	一弁
第一東京弁護士会総合法律研究所組織内法務研究部会有志	一弁総研
第二東京弁護士会	二弁
田中利美 他51名	田中他
中小企業家同友会全国協議会	中企同協
中部弁護士会連合会司法制度調査委員会	中弁連司法制度調査委
TMI総合法律事務所弁護士有志	TMI
電話リース被害大阪弁護団	電話リース大阪
TOA株式会社	TOA
ドイツ民法研究会有志	ドイツ研
東京グリーン法律事務所	東京グリーン
東京青年司法書士協議会	東京青司協
東京税理士会制度部	東税制度部
東京地方税理士会制度部	東地税制度部
東京地方税理士会調査研究部	東地税調査研究部
東京中小企業家同友会	東京中企同
東京都民銀行	都民銀
東京弁護士会	東弁
東京弁護士会倒産法部会	東弁倒産法

東京弁護士会法友全期会	東弁全期会
堂島法律事務所有志	堂島
特定非営利活動法人NORS	NORS
特定非営利活動法人かわさきコンシューマーネット	かわさき
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	消費者支援関西
特定非営利活動法人消費者機構日本	消費者機構日本
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡	消費者支援福岡
特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会	東京脳機能協
栃木県建設労働組合	栃木建労組
虎門中央法律事務所債権法改正検討チーム	虎門
長島・大野・常松法律事務所有志	長島大野常松
長野県弁護士会	長野弁
名川・岡村法律事務所	名川・岡村
西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業	西川シドリー
西村あさひ法律事務所	西村あさひ
日本貸金業協会	貸金業協
日本クレジットカード協会	クレカ協
日本経済団体連合会	経団連
日本GE株式会社	日本GE
日本司法書士会連合会	日司連
日本証券業協会	日証協
日本商工会議所・東京商工会議所	日商・東商
日本消費者金融協会(JCFA)	JCFA
日本大学法学部民事法研究会	日大
日本チェーンストア協会	チェーンストア協
日本知的財産協会	知財協
日本電子決済推進機構	電子決済機構
日本弁護士連合会	日弁連
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会	日弁連消費者委
日本弁理士会知財活用推進委員会	弁理士会知活委
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	マルチペイ協
日本労働組合総連合会	連合
日本労働弁護団債権法プロジェクトチーム	労働弁
農林中央金庫	農中
橋口祐介 他1名	橋口他

濱口博史 他11名	濱口他
兵庫県弁護士会	兵庫弁
平田総合法律事務所	平田総合
広島弁護士会	広島弁
福岡県司法書士会	福岡書士
福岡県弁護士会	福岡弁
弁護士法人アヴァンセリーガルグループ・弁護士(パートナー)	アヴァンセ
弁護士法人虎ノ門国際法律事務所・一般社団法人日本企業 再建研究会	虎ノ門国際
法曹親和会	親和会
保証人紹介業問題被害者の会	保証人紹介業被害者会
保証被害対策全国会議	保証被害会議
広島大学民法担当教員 堀田親臣 他6名	広大
丸の内総合法律事務所	丸の内総合
三重弁護士会	三重弁
三菱電機株式会社	三菱電機
民法改正の必要性を改めて見直す会	改めて見直す会
「民法の改正を考える」研究会	改正研
森・濱田松本法律事務所有志	森濱田松本
ヤフー株式会社	ヤフー
山梨県弁護士会	山梨弁
預金保険機構	預保
横浜弁護士会	横浜弁
43条対策会議	43条対策
リース被害京都弁護団	リース京都
利息制限法金利引下実現全国会議	利限法会議
流通系クレジット会社協議会	流通クレ協
早稲田大学民法改正研究会	早大